

市民意見の募集について

【議題2】 市民意見募集について

札幌市障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)の策定にあたり、

市民意見募集を行いました。

期間は令和2年7月3日から7月26日までです。

広報さっぽろやホームページで周知を行いました。

意見提出者数：2名・1団体

意見件数：22件

いただいた御意見は、次回計画検討部会で報告いたします。

札幌市 障がい福祉計画（第6期）
札幌市 障がい児福祉計画（第2期）
の策定に係る市民意見の募集について

意見募集の期間

令和2年7月3日（金曜日）から7月26日（日曜日）まで

意見募集の対象

札幌市障がい福祉計画（第6期）・札幌市障がい児福祉計画（第2期）概要

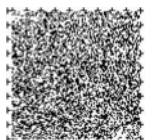
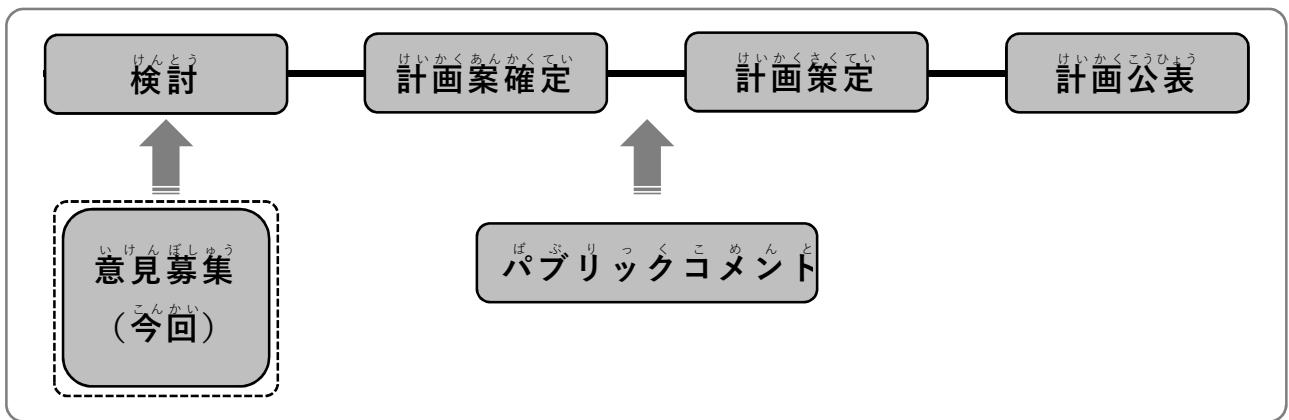
意見募集の趣旨

札幌市では現在、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）の策定に取り組んでいます。

この計画は、障がいのある方の地域生活を支援するため、障害福祉サービス等の提供体制の確保を目的に、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものです。

この計画の概要について、みなさまのご意見を募集いたします。

なお、皆様から寄せいただいたご意見等について個別の回答はいたしません。ご意見の概要とそれらに対する札幌市の考え方につきましては、ホームページで公表いたします。



ご意見の提出方法

別紙「ご意見募集シート」またはこれに準じた様式を下記の提出先へ郵送、持参、ファクス、電子メールで提出するか、ホームページに設ける意見募集フォームから送信してください。

障がいなどの理由によって、上記の方法での提出が難しい場合、下記のお問い合わせ先までご相談ください。

ご意見の提出先・お問い合わせ先

札幌市保健福祉局 障がい福祉課事業計画担当係

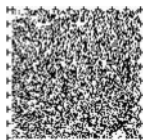
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

ファクス 011-218-5181 電話 011-211-2936

電子メール jigyokeikaku@city.sapporo.jp

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/r02/ikenbosyuu.html>

ホームページ
はこちらから
(QRコード)



さっぽろ市
02-F04-20-1219

いけんぼしゅう
ご意見募集シート

※^さし^{つか}支えなければ、^{こうもく}つぎの項目について、^{こた}お答えください。

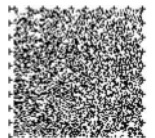
●^{しょう}障^うがいの有^む無 (あり ・ なし)

●^{しょう}障^{しゅべつ}がいの種別 (^{しんたい}身体 ・ ^{ちてき}知的 ・ ^{せいしん}精神 ・ ^{はったつ}発達 ・ ^{なんびょう}難病 ・ ^たその他 ())

※あてはまるものに○をつけてください。

※^{しょう}障^{しゅべつ}がいの種別で「^たその他」を選んだときは、() に^{きにゅう}記入してください。

^{さっぽろししょう}札幌市障^{ふくしけいかく}がい福祉計画 (^{だい}第 6 期) ・ ^{さっぽろししょう}札幌市障^{じふくしけいかく}がい児福祉計画 (^{だい}第 2 期) に
ついて、^{いけん}ご意見を^{きにゅう}記入してください。



1 策定の趣旨・計画の位置づけ・計画期間

1. 策定の趣旨

障がい福祉計画（第5期）及び障がい児福祉計画（第1期）の計画期間が令和2年度末をもって終了するため、新たな計画を策定します。

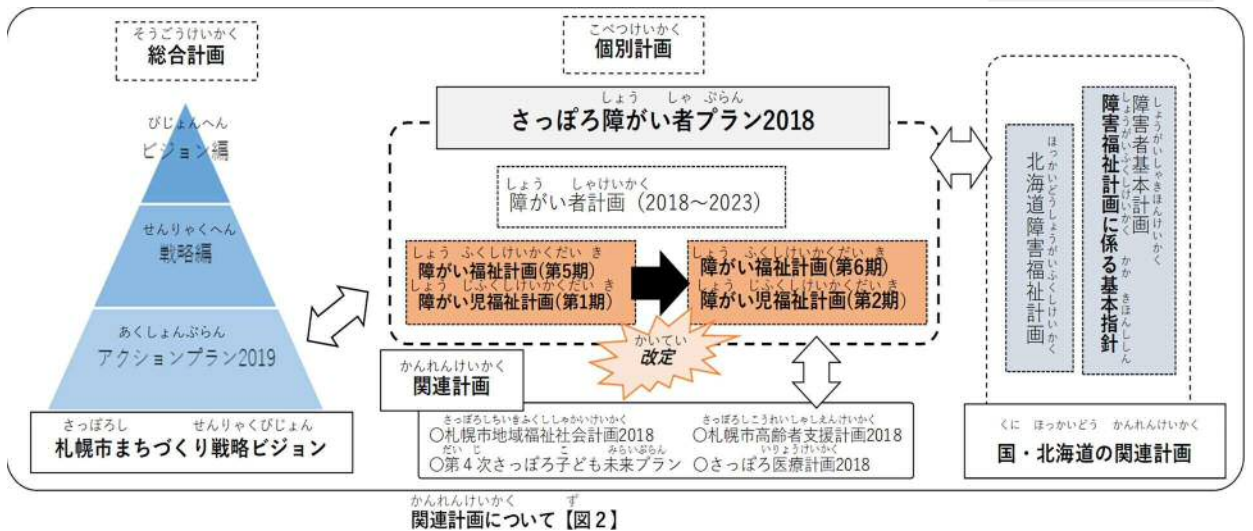
2. 位置づけ（法令根拠／他計画との関連）

- 障害者総合支援法（第87条第1項）及び児童福祉法（第33条の19第1項）に基づく「市町村障害（児）福祉計画」にあたります。
- 国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号）」（以下「国の基本指針」という。）に即して、札幌市の障がい福祉サービス及び障害児通所支援等に係る提供体制の確保等を総合的かつ計画的に進めるための計画です。
- 「障がい者計画^{注1}」とともに「さっぽろ障がい者プラン2018^{注2}」（以下「プラン」という。）を構成しています。【図1】

3. 計画期間 令和3～5年度（2021～2023年度）

注1：障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」。札幌市の障がい者に関する基本的な施策を定める。

注2：まちづくり戦略ビジョンを上位計画とする障がい福祉施策に関する部門別計画。国・北海道・札幌市が定める関連計画と整合が図られている。【図2】



2 障がいのある方の現状

1. 統計データ

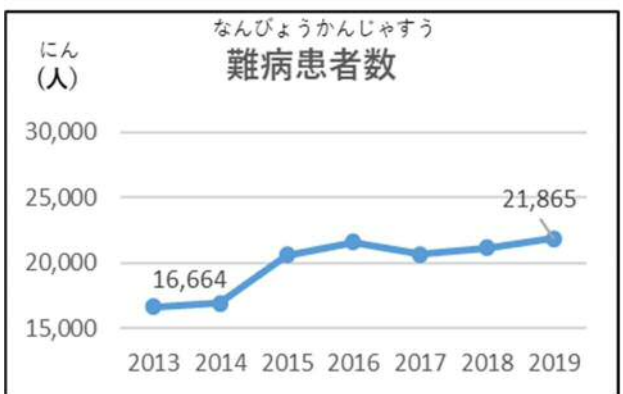
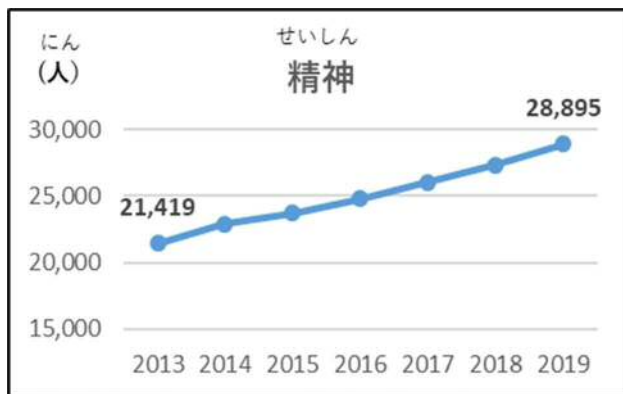
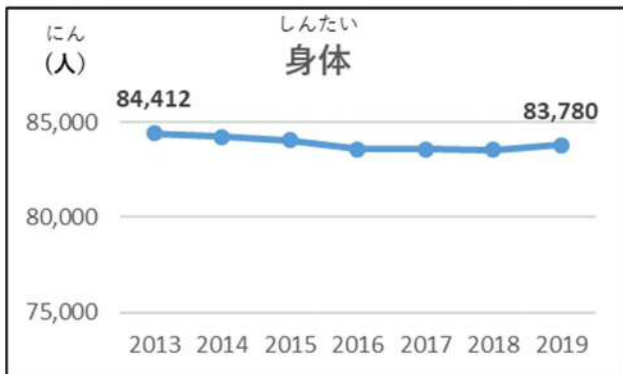
■ 手帳所持者数

2013→2019年度で約11,000人
 (9%) 増加。身体障がいは横ばい、
 知的・精神障がいは増加傾向。
 特に精神障がいは2013年度から
 6年間で35%増。



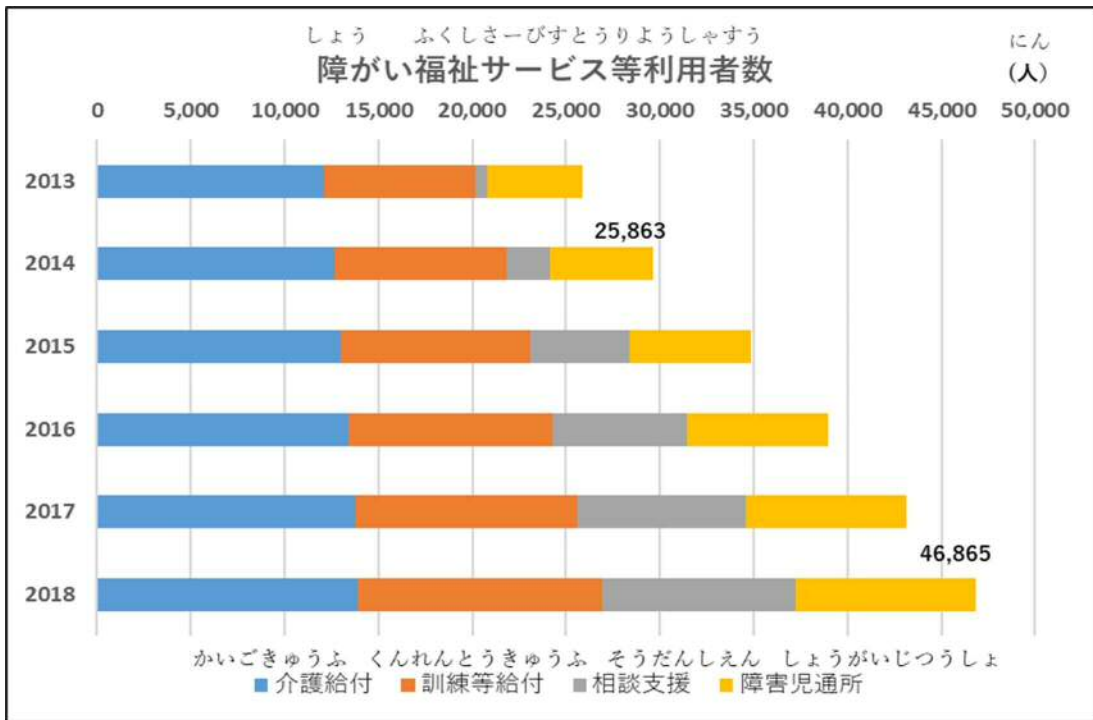
■ 難病患者数 (特定医療費 (指定難病) 受給者証所持者数)

障がい福祉サービス等の利用対象は361疾病 (2020年4月時点)



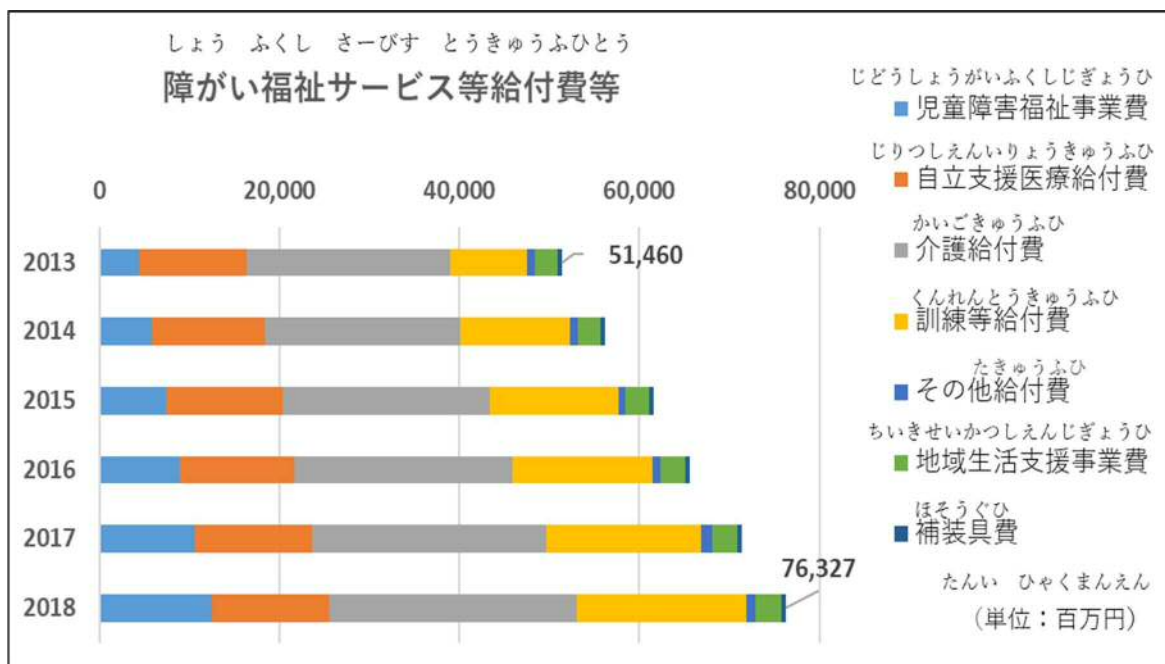
■ 障がい福祉サービス等利用者数 (延べ人数)

2013→2018年度：約21,000人 (約81%) 増加。



■ 障がい福祉サービス等給付費など

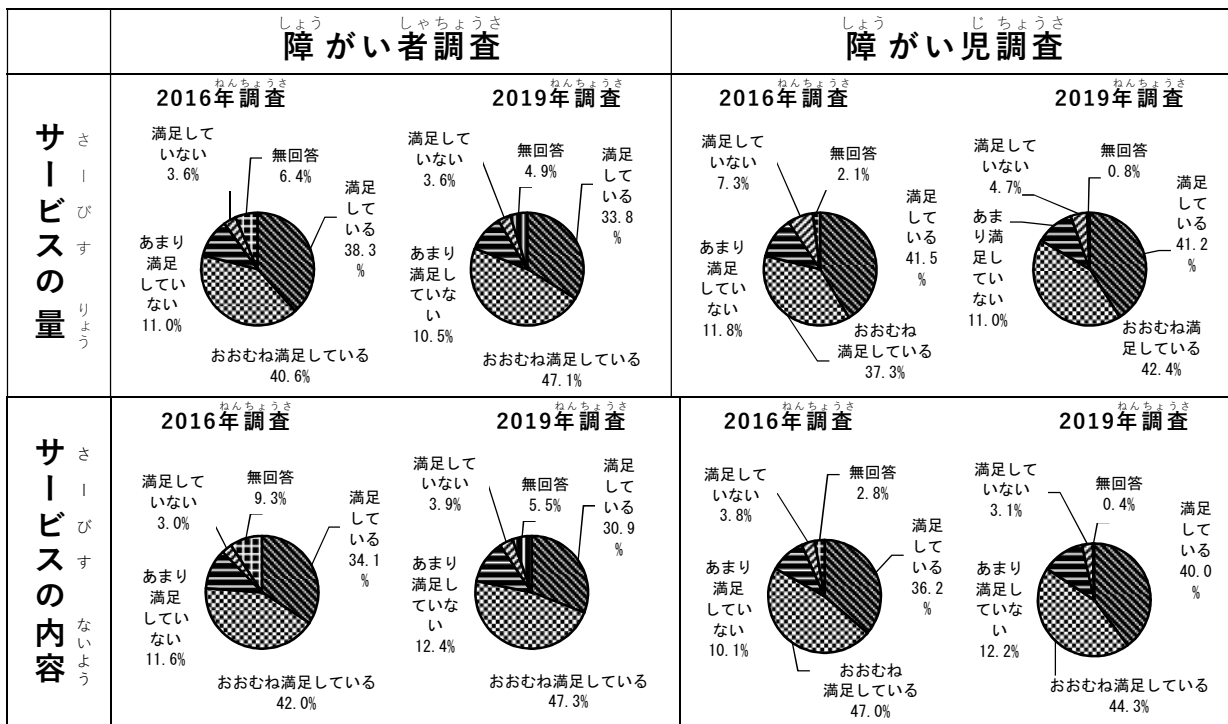
2013→2018年度：約248億円 (約48%) 増加。



れいわがんねんどさっぽろしょう ふくしきさく かか しょう じしゃじつたいとうちょうさけっか
 2. 令和元年度札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査結果

しょう ふくし まんぞくど
障がい福祉サービスの満足度について

しょう ふくしきーびす りょう ないよう まんぞく
 障がい福祉サービスの量・内容いずれも、「(おおむね) 満足している」と感じる人の割合が、障がい者・障がい児調査ともに、前回調査(2016年)よりも増えています。一方で、内容について、「(あまり) 満足していない」の割合も増えています。



※2016年調査は、それぞれ難病を含みません。

しみんりかい
市民理解について

しみんりかい
 市民理解について、「あまりそう思わない」「まったく思わない」の割合が「深まっている」「まあまあ深まっている」よりも上回る傾向は、前回調査と変わりありません。

いっぽう、「(まあまあ) 深まっている」と感じる人の割合が、障がい者・障がい児調査ともに、前回調査(2016年)よりも増えています。(障がい者：26.6% → 27.9%、障がい児：14.3% → 18.2%)

■ 共生社会の実現に向けて必要な施策

障がい者・障がい児調査、市民・企業意識調査のいずれの調査においても、ソフト（心）・ハード（建築物・交通）両面のバリアフリー化や、就労機会・障がい福祉サービスの充実が求められています。

また、当事者団体へのグループヒアリングの中でも同様の声が寄せられているところです。

アンケート結果「共生社会の実現のために必要な施策」

	障がい者	障がい児	市民	企業
第1位	障がい福祉サービスの充実 (34.6%)	就労機会の充実 (44.5%)	就労機会の充実 (29.4%)	就労機会の充実 (32.1%)
第2位	心のバリアフリー化 (29.7%)	心のバリアフリー化 (41.9%)	心のバリアフリー化 (27.0%)	心のバリアフリー化 (30.9%)
第3位	就労機会の充実 (27.8%)	インクルーシブ教育の充実 (27.1%)	建築物・交通のバリアフリー化 (27.0%)	建築物・交通のバリアフリー化 (25.0%)

3 計画改定のポイント

1. プランの更なる推進

○プランに掲げる基本理念注3を踏まえ、本計画の成果目標を設定します。

注3：障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

○札幌市の実情を踏まえた障がい福祉サービス等の見込量に基づき、サービスの提供体制確保を図ります。

2. 国の施策等を反映

○プランとの整合性を図りながら国の基本指針に即した見直しを行います。

～最近の施策の主な動き～

- ・障害者文化芸術推進法の施行（2018年）
- ・読書バリアフリー法の施行（2019年）

4 章の構成

第1章 計画の策定

- ・策定の趣旨
- ・計画の位置づけ、計画期間

第2章 札幌市の現状

- ・障がいのある方の現状（統計・調査結果）
- ・共生社会のイメージ

第3章 計画の体系

- ・計画の基本理念、計画目標
- ・成果目標、サービス見込量（活動指標）

第4章 計画の推進体制

- ・点検、評価の実施（PDCAサイクル）

第5章 資料編

- ・用語集
- ・計画策定の経過

5 第3章 計画の体系 (案)

1. 計画の基本理念・計画目標

本計画は、さっぽろ障がい者プラン2018を構成する計画です。今回の改定により、引き続き、プランに掲げる基本理念及び計画目標の推進を目指します。また、国の基本指針で示された新たな考え方も取り入れ、本計画の成果目標や活動指標に反映させていきます。

■ 基本理念

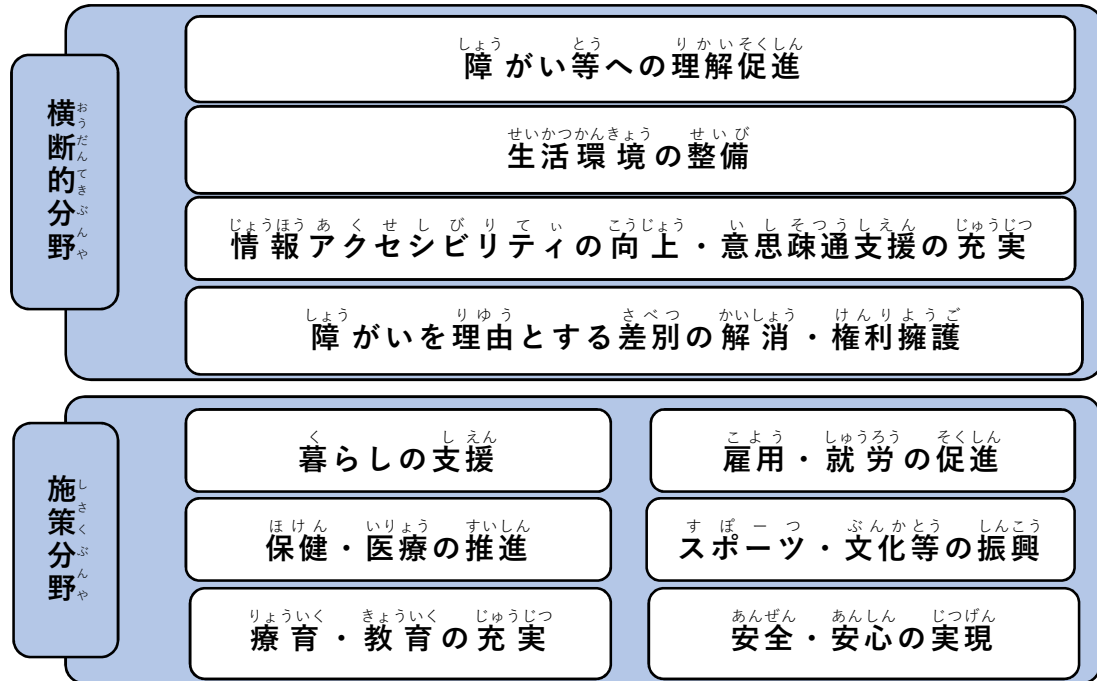
障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

■ 計画目標

- 1 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 2 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 3 施設、病院から地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- 4 市民、事業者、行政などの連携強化による地域の福祉力の向上
- 5 障がいのある子どもへの支援
- 6 障がいを理由とする差別の解消

■ (参考) 障がい者計画の分野

横断的分野：札幌市が取組をするときに、常に意識するべき分野です。
 施策分野：障がいのある人の生活の場面ごとの分野です。



2. 成果目標・サービス見込量（活動指標）

■ 設定の考え方

現行計画で掲げている成果目標について、国の基本指針や地域の実情を踏まえ、継続して取り組む必要がある目標は引き続き設定するほか、将来にわたり安定的なサービス提供が重要との国の考え方にに基づき、新たな目標を追加します。

■ 成果目標（案）

1. 入所施設の入所者の地域生活への移行【継続】

- 施設入所者の地域生活への移行
- 施設入所者数の減少

2. 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実【拡充】

3. 福祉施設から一般就労への移行【継続】

- 福祉施設から一般就労への移行者数
- 就労移行支援事業等の利用者数
- 就労定着支援事業所の就労定着率の割合

4. 医療的ケア児等に関するコーディネート機能の構築【拡充】

5. 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の推進【新規】

6. 障がいのある人に対する理解促進【継続】

- 障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある人の割合
- 障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合

■ くに きほんししん きーびすみこりょう かつどうしひょう れい
 国の基本指針によるサービス見込量 (活動指標) の例

A. ほうもんけいさーびすりょう みこ きょたくかいご じゅうどほうもんかいご
 訪問系サービス量の見込み (居宅介護、重度訪問介護など)

B. にっちゅうかつどうけいさーびすりょう みこ せいかつかいご しゅうろういこうしえん
 日中活動系サービス量の見込み (生活介護、就労移行支援など)

C. きょじゅうけいさーびすりょう みこ きょうどうせいかつえんじょ しせつにゆうしょしえん
 居住系サービス量の見込み (共同生活援助、施設入所支援など)

D. そうだんしえんさーびすりょう みこ けいかくそうだんしえん ちいきいこうしえん
 相談支援サービス量の見込み (計画相談支援、地域移行支援など)

E. しょう じしえんさーびすりょう みこ
 障がい児支援サービス量の見込み
 (児童発達支援、放課後等デイサービスなど)

F. はったつしょう しゃしえん
 発達障がい者支援
 (発達障がい者支援センターによる相談支援など)

G. せいしんしょう たいおう ちいきほうかけあしすてむ こうちく
 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 (保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数など)

H. そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうか とりくみ
 相談支援体制の充実・強化のための取組
 (総合的・専門的な相談支援など)

I. しょう ふくしきーびす しつ こうじょう とりくみ
 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組
 (障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用など)

J. ちいきせいかつしえんじぎょう きーびすりょう みこ
 地域生活支援事業のサービス量の見込み
 (日常生活用具給付事業など)

6 今後のスケジュール（予定）

【7月末～8月上旬】	だい かいけんとうぶかい そあんけんとう 第3回検討部会（素案検討）
【8月下旬】	だい かいけんとうぶかい そあんさくてい 第4回検討部会（素案策定）
【9月】	しょう しやしきくすいしんしんぎかい しんぎ ちょうないけんとう 障がい者施策推進審議会（審議）・庁内検討
【12月】	ぎかいほうこく 議会報告
【12月下旬～1月中旬】	ぱぶりっくこめんと パブリックコメント
【3月】	けいかく さくてい こうひょう 計画の策定・公表